

宇陀市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす ことを目指す条例

平成 18 年 1 月 1 日
条例第 123 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保証し、法の下での平等を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別撤廃とあらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別のない平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、部落差別を初めとするあらゆる差別及び人権を侵害する行為の防止と市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別を初めあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第 4 条 市は、部落差別を初め、あらゆる差別をなくすため啓発活動及び人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するように努めなければならない。

(実態調査)

第 5 条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携を図りながら、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 7 条 市は、部落差別及びあらゆる差別の撤廃と人権意識の高揚を図り、必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を審議するため、宇陀市あらゆる差別の撤廃・人権擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。